



協賛・出展規約



1. 主催者について

主催者とは、ママフェスタ2013in広島（以下、本イベントという）の開催、運営、管理のために設置されたママフェスタ2013in広島実行委員会（以下、主催者という）をさします。

2. 協賛・出展の申込み、及び、本規約の効力の発生

協賛・出展の申込みは、必要事項を記入の上、署名・捺印した指定の「協賛・出展申込書」を主催者に提出する、またはインターネットによる申込みによって、協賛・出展契約成立となります。申込書の提出、またはインターネットによる申込みが完了した時点で、協賛・出展者（企業・個人・団体等を含む）及びその申込者（以下、協賛出展者という）は、本規約の内容に同意したものとみなされ、本規約の効力が発生し、協賛出展者には、本規約を遵守する義務が発生します。

3. 協賛出展者の決定

協賛出展者の決定は主催者が行い、協賛出展者へ通知します。選考内容等に関しては公表しません。なお、協賛・出展決定後であっても、主催者は、本イベントの開催趣旨に適さないと判断した場合には、主催者は独自の判断で協賛・出展申込みをお断りすることができます。

4. 協賛・出展料の請求

協賛・出展決定の通知に合わせて協賛・出展料金を請求します。支払期日までに振込みがない場合は、協賛・出展申込みを取り消しとさせていただきます。振込手数料は協賛出展者負担とします。なお、協賛・出展料金は現金振込みとなりますので、ご了承ください。

5. 協賛・出展料に含まれるものについて

以下のものが協賛・出展料金に含まれます。

- ・ 基準時間内の会場使用料金・照明・空調費
- ・ 広告宣伝費（ポスター・チラシ・誌面広告料・WEB等）
- ・ 来場者サービスに係る費用（会場案内等の製作費）
- ・ 事務局企画運営・安全管理・警備費用

ただし、以下のものは協賛・出展料金には含まれません。

- ・ 各自ブース内整備費、装飾費、搬入出費及び運営費
- ・ 各自ブース内の電気工事費及び電力使用料
- ・ 各自ブース内備品代（長机、イス等）
- ・ 出展物、出展サービス全般及び対人障害などの保険料
- ・ 会場設備・備品及び他ブース展示物の破損、紛失弁償費
- ・ 各自ブース内装飾資材の残材、ゴミ処分に係る費用
- ・ その他、通常協賛・出展料に含まれない費用とみなされる物

6. 協賛・出展のキャンセル

協賛・出展決定後の解約は原則として認められません。ただし、やむをえない事情により解約する場合は、次のキャンセル料をお支払い頂きます。

- ・ 2013年6月10日まで 協賛・出展料金の50%
- ・ 2013年6月11日以降 協賛・出展料金の100%

期日前にお振込済みの場合、キャンセル料を差し引いた金額を振込みにてご返金いたします。なお、振込手数料は協賛出展者負担とします。

7. ブース割り当て

出展内容、会場仕様などを勘案して主催者が決定いたします。主催者は、ブース決定後も必要に応じてブース割り当てを変更することがあります。出展状況、区画数の変動によりブース割り当てや会場レイアウトの変更等が行われても、協賛出展者は主催者に対する異議申し立て、ならびに賠償責任を問うことはできません。

8. ブースの転貸、売買、譲渡、交換の禁止

協賛出展者は主催者の許可なく、ブース割り当ての一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。

9. 出展物の搬入・搬出と撤去

出展物等の会場への搬入と設置は、主催者より通知される日時に迅速に協賛出展者によって行ってください。会期中は主催者の承認なしに出展物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。出展物やブース内の清掃は、協賛出展者の責任で行ってください。

10. 出展物の管理と免責

協賛出展者は、自己の責任において各自ブース内の出展物・貴重品等の管理をしてください。主催者は、会場の管理・保全について事故防止に最善の注意をはらいますが、あらゆる原因から生ずる各出展物・貴重品・備品等の損失または損害について、一切のその責を負いません。

11. 出展における禁止行為

協賛出展者は、以下の禁止行為を行わないものとします。

- ・ 火気（裸火）の使用、高圧ガス、ガソリン、灯油、その他危険物、重量物の持ち込み
- ・ ペットや動物の持ち込み及び展示
- ・ その他、主催者が不適当と判断したもの

12. 出展物の配送

主催者および会場業者は、会場に配送される荷物を預かることはできません。荷物を配送する際は開催日前日の10:00～17:00内着指定で手配し、必ず協賛出展者または代理人が配送業者より配送物を受け取ってください。主催者は協賛出展者の所有物の破損、搬入・搬出時の貨物の破損紛失事故、及び運送費用については、いかなる場合もその責任を負わないものとします。

13. ブースの装飾

床面・壁面・天井・扉・ガラス等への釘うち・削り・貼付け（テープ類）・画紙・アートピン等全てのピンの使用等の直接工作、付帯設備・備品の移動は禁止

といたします。粘着性が弱く、跡の残らない粘着剤の使用は、主催者に必ず確認を取り、使用してください。装飾備品（展示台・テーブル・パネルスタンド・イスなど）の持ち込みは可能です。出展物の展示および装飾はブース内に限ります。通路その他は使用できません。消火器、屋内消火栓、自動火災報知装置、非常ベル、誘導灯等を装飾物により遮断しないでください。また、その付近には使用の障害となる陳列、工作物、その他の物を置かないでください。

14. ブースの使用

協賛出展者は、協賛・出展申込書の出展内容欄に明示された内容以外で、ブースを使用することはできません。協賛出展者は、出展に関するカタログ、パンフレット等をブース内で自由に配付、展示することができます。通路や会場入口付近等での配布・宣伝等はできません。音を発する機械や電気装置を利用する場合、協賛出展者は主催者の許可を受けるとともに他の協賛出展者の迷惑にならないように操作しなければなりません。主催者はこれらの場合、騒音基準を設定する権利を有します。

15. 保険と各種申請

出展物の搬入から撤去までのすべての期間、必要と思われる損害保険等については、協賛出展者で加入し、責任を持って警備・取扱いを行ってください。特にブース内の警備および保険に関しては、主催者は一切の責任を負わないものとします。食品全般に関わる販売は、協賛・出展申込書の出展内容欄に明示し、保健所への届出等を協賛出展者で行ってください。

16. 補償

主催者は、いかなる理由においても事前申請業務に関する損害、協賛出展者およびその従業員・関係者がブースを利用することによって生じた人、物品および商談等に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、主催者は、協賛出展者およびその従業員・関係者の不注意などによって会場内で生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。協賛出展者は、その従業員・関係者の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺建築物・設備に対するすべての損害について、直ちに賠償するものとします。主催者は、自然災害・交通機関の遅延、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた協賛出展者および関係者の損害は補償しません。

17. 主催者による会期前もしくは会期中の協賛・出展の中止措置

協賛出展者は、特定の企業・団体・個人・他の協賛出展者、あるいは出展物を非難・攻撃したり、妨害する展示や来場者への迷惑行為（過剰な勧誘、営業行為、宗教行為等）、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたす恐れのある展示や行為であると主催者が判断した場合は、協賛出展者は主催者の要求に従い、その展示もしくは行為を中止しなければなりません。この場合、主催者は当該協賛出展者に対し、協賛・出展料金の返金またはその他一切の展示費用負担などの責を負わないものとします。協賛出展者の役員、従業員その他雇用契約を締結しているすべての者が、暴力団による不当な行為の防止などに関する法律(暴力団)に規定する団体(暴力団その他反社会勢力)の構成員、準構成員でないこと、またそれら団体が自社の資金、経営に関与していないこととします。そのような事実が発覚した場合は、出展は取り消しとし、出展料の返還はいたしません。

18. 安全及び関係法の遵守

協賛出展者は、会場に適用される安全及び消防法規等、関係法規を遵守しなければなりません。

19. 喫煙

会場内は一切禁煙となります。喫煙は所定の喫煙場所にてお願いいたします。

20. 写真・ビデオ撮影

本イベントにおける写真・ビデオ撮影等を許可する権利その他映像に関する一切の権利は主催者が有します。なお、各自ブース内の撮影に関しましては、この限りではありません。

21. 来場者個人情報の取り扱い

協賛出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、「個人情報」保護法及び関連法令を遵守し、特に「個人情報」を第三者に提供する場合は、必ず当該「個人情報」の本人から同意を得てください。なお、協賛出展者と当該「個人情報」の本人との間で、紛争などが生じた場合は、両者で協議して当該紛争の解決にあたってください。主催者は、その際の責を負いません。

22. 本イベントの中止

万一、天災その他不測の事態により本イベントの開催が困難な状況が発生した場合は、主催者側の判断によって会期等の変更または中止をすることがあります。この場合、主催者は支払うべき経費を支払った後、残金があった場合には、協賛出展者が既に支払った協賛・出展料金に応じて残金を協賛出展者に払い戻します。ただし、中止・中断によって生じた一切の損害については責を負いません。

23. 規約の変更と追加

主催者は、本イベントの業務を円滑に遂行する為、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、この「協賛・出展規約」に記載のない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行う権利を有するものとします。以上